

ID: 15

担当部署: 地域安全課

処分の概要	移動命令		
例規名 根拠条項	高根沢町自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 第10条第2項		
例規番号	平成6年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (自転車の放置に対する措置)</p> <p>第10条 町長は、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去し、保管することができる。</p> <p>2 町長は、放置規制区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車の利用者等に対し、当該自転車を自転車駐車場その他適当な場所に移動することを命ずることができる。</p> <p>3 町長は、放置禁止区域等以外の公共の場所において、自転車の放置により良好な生活環境が阻害されていると認められるときは、当該自転車の利用者等に対し、自転車を放置しないよう指導することができる。</p> <p>4 町長が、自転車の利用者等が第2項の命令に従わず、相当の時間自転車を放置しているとき、又は前項の指導にもかかわらず、相当の期間自転車を放置しているときは、当該自転車を撤去し、保管することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日